

飲食店を営業されている皆様へ（法令改正についてのお知らせ）

小規模な飲食店にも消火器具の設置が義務となります。

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市における大規模な火災を受けて、飲食店に対する消防法令が改正されました。

これにより、小規模な飲食店にも令和元年10月1日からは、消火器具の設置が義務となります。

改正前（令和元年9月30日まで）

延べ面積 150㎡以上で消火器の設置が必要でした。



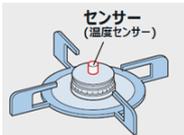
改正後（令和元年10月1日以降）

火を使用する設備又は器具のある飲食店で
規模に関わらず設置が必要となります。

消火器具の設置義務対象外

- ・IHコンロのみで、延べ面積が150㎡未満
- ・火を使用する設備又は器具のない場合で、延べ面積が150㎡未満
- ・次の装置等が設置されている場合で、延べ面積150㎡未満

・調理油過熱防止装置
鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置

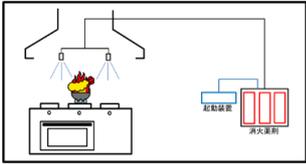


センサー
(温度センサー)



Si
sensor
マーク

・自動消火装置
厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置



・圧力感知安全装置
(カセットコンロ)
過熱によるか設置ボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置



消火器具の設置基準

- 「業務用消火器」を設置してください。
- 「住宅用消火器」やエアゾール式のものでは対応できません。
- 消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に設置してください。
- 容易に使用できる位置に設置してください（歩行距離20メートル以下）。
- 消火器は定期的に点検し、1年毎に消防署への報告が必要です。



消火器具等の点検について

消防設備を設置すれば、6か月ごとに点検し、**1年に1回**管轄の消防本部へ**消防用設備等点検結果報告書**の届出が必要です。

消火器具であれば、自分で点検することができます。

【蓄圧式消火器】製造年から**5年**まで外観のみの点検

【加圧式消火器】製造年から**3年**まで外観のみの点検

点検報告には、総務省消防庁作成の「**自ら行う消火器の点検報告**」や「**消火器点検アプリ**」が利用できます。「Google Play」や「App Store」などで「消火器点検アプリ」で検索してください。

点検報告支援パンフレット



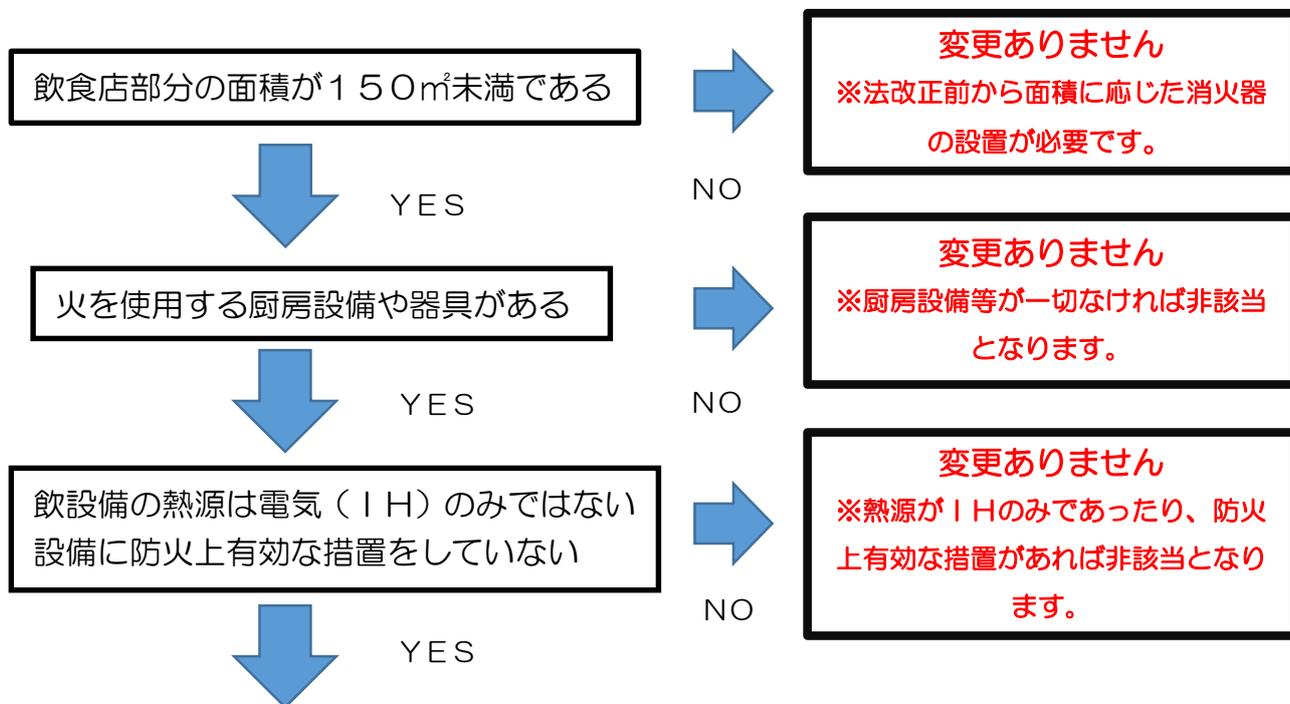
消火器点検アプリ



こちらからもダウンロードできます。

かんたんフローチャート

法改正で自分の飲食店が消火器の増設、取り替え等が必要になるかどうかを次のフローチャートを活用してください。



消火器の増設や取り替え等が必要になるおそれがありますので、消防本部予防課へ連絡してください。

消防法令の改正は、
令和元年10月1日に施行されます。
それまでに消火器具の設置をお願いします。

お問い合わせ先
海部南部消防本部 予防課へ
電話番号 0567-52-3143